

金

融・資本市場委員会 (2005年度)

委員長 氏家 純一
(野村ホールディングス 取締役会長)

金融商品取引法案は高く評価
だが、もっと先へ進めたはず



氏家 純一

うじいえ・じゅんいち

1945年生まれ。69年東京大学経済学部卒業。72年米国イリノイ大学大学院修士課程、75年同シカゴ大学大学院博士課程修了後、野村証券入社。90年取締役、95年常務取締役、97年取締役社長、2001年野村ホールディングス取締役社長に就任。2003年3月野村証券取締役社長を退任、4月に野村ホールディングス取締役会長に就任。

2003年経済同友会入会、同年幹事、副代表幹事就任。2003年度金融システム改革委員会委員長、2004年度経済政策委員会委員長、2005年度金融・資本市場委員会委員長、2006年度市場主義・民間主導経済社会のあるべき姿を考える委員会委員長。

横断化と柔軟化を貫徹すれば
もう二、三步前進できた

1985年以降の日本経済乱調の根源的な要因は、市場に関わる人々の「金融システムの不備に注意を払い、十分な資源を割いて市場を良くしていこう」という問題意識や努力の欠如にある」と常々考えています。これは日本に限った話ではなく、どのような経済においても、金融・資本市場が機能を果たさないと、調和の取れた持続的な発展は望めません。このような問題意識のもと、意見書では、今通常国会での成立が目指されている「金融商品取引法」について取りまとめました。

本法案の基本的な考え方となっている、横断化と柔軟化という2本の柱については高く評価しています。昨年12月に金融審議会金融分科会第一部会から提出された、投資サービス法（仮称）に関する

報告書よりも一歩前進したと思いますが、本来ならもう二、三步前進できたのではないのでしょうか。

日本版ビッグバン以来の課題であった「統一的な法律」での規制を目指しましたが、明らかに投資商品である商品先物や不動産ファンドに関して、それらを規制する法律と官庁が別扱いとされています。また、柔軟化の観点から特定投資家（プロ）と一般投資家（アマ）を区別して規制の必要度に応じたメリハリのある制度設計を目指していたものの、プロとアマの区別にとらわれ過ぎてそれ以外の措置が充分網羅されていません。横断化と柔軟化を貫徹できなかった点は非常に残念であり、今後も引き続き改正を要望していきます。

金融・資本市場の改革は、
民によって担われるべき

本意見書では、昨今の証券市場

金融・資本市場委員会 (2005年度)

概要

金融市場の国際競争力向上に向けた課題の発掘・検討を精力的に行っている。昨年11月の「株式公開買付制度に関する意見書」に続き、4月11日に「金融商品取引法に関する意見書」を発表した。

副委員長 (委員105名)

- ・ 畔柳 信雄
(三菱東京UFJ銀行 取締役頭取)
- ・ 永山 治
(中外製薬 取締役社長)
- ・ 八丁地 隆
(日立製作所 執行役副社長)
- ・ 松本 啓二
(森・濱田松本法律事務所 弁護士・特別顧問)
- ・ 水嶋 利夫
(新日本監査法人 理事長)

(役職は4月11日現在)
(インタビューは4月14日に実施)

を巡る問題を踏まえた対応についても盛り込みました。証券市場の信頼向上のためには、エンフォーースメント（法の実効性の担保）体制の強化も不可欠です。証券取引等監視委員会の人員増強や独立性の強化は広く指摘される場所ですが、その際にはスキルの高い人材の確保が重要です。併せて、既存の人的資源をより効率的に活用する工夫も検討しておく必要があります。

不祥事が起こると、「国が市場の番人を作るべき」といった声が高まりますが、市場改革は民によって担われるべきであり、政治や行政に頼るべきではありません。発行体、投資家、仲介業者といった市場参加者が、行政や官に頼ることを卒業し、自己規律と自主規制を行わなければ、「背筋のしっかりした市場」にはなりません。それだけに、市場参加者の知見の向上が今後さらに問われてくるのではないのでしょうか。

※提言は17～18ページに掲載。